

東日本大震災 被災市町村への職員派遣について

総務部職員課

本市では、本年度に引き続き、平成26年度においても東日本大震災の被災市町村の復興に向けた事業を積極的に支援するため、次のとおり職員を派遣いたします。

記

- 1 派遣先** 宮城県多賀城市
- 2 期間及び人数** 平成26年4月から平成27年3月までの1年間で常時2人の職員（事務職及び技術職各1人ずつ）を派遣します。
- 職員1人当たりの派遣期間は、次の4ヶ月間を単位とし、派遣人数としては、延6人となります。
- ・ 4月～7月 ・ 8月～11月 ・ 12月～平成27年3月
- 3 業務（予定）** 道路・下水道等公共施設の災害復興業務
- 4 実績** 平成24年度から中長期的な人的派遣として、宮城県多賀城市に常時2人の職員（事務職及び技術職各1人ずつ）を派遣。平成24年度は、派遣期間3ヶ月を単位とし、派遣人数としては延7人の派遣。平成25年度は、派遣期間4ヶ月を単位とし、派遣人数としては延6人の派遣。
- 派遣先の主な業務は、道路・下水道等公共施設の災害復興業務（公共物管理、補助申請、経理業務、設計、積算、監督等）
- 5 その他** 当該派遣は、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員派遣となります。